

# 南部町新型コロナウイルス感染症対策支援事業のお知らせ

南部町民及び町内事業者の皆様へ

皆様には、新型コロナウイルス感染症対策として、不要不急の外出や他県との往来の自粛、密閉・密集・密接の三密を避ける行動などにご協力をいただいているところであり、心より感謝申し上げます。

さて、長期化する新型コロナウイルス感染症ではありますが、町ではまずは感染拡大防止を第一に考えた上で、大きな影響を受けている飲食業者への支援をいち早く実施したほか、その他の事業者やアルバイト学生への支援、国民健康保険税の減税などにより、少しでも地域経済や町民生活の落ち込みを下支えすべく、独自の取組を始めているところであります。

今回の支援に限らず、この先、新型コロナウイルス感染症の影響が増えた場合には、その時期の状況を判断し、皆様への新たな支援を考えて参ります。

町では今後とも、スピード感を重視し対処してまいりますので、皆様におかれましては、引き続き感染拡大防止のため、手洗いや咳エチケットを励行し、人との接触を減らすなど、基本的な予防対策を行っていただきますとともに、行動自粛にご協力いただき、町民一丸となってこの難局に立ち向かいましょう。

南部町長 工藤 祐直

## ①南部町緊急対策支援金給付事業(全業種)

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月、4月の売上高が前年同月比で30%以上減少した法人及び個人事業主で、町内に事業所を有する方が対象となります。

※飲食業者緊急対策支援金の対象となる事業者は対象外です。

### ・支給額

給付対象となる各月の売上高の減少額を支給します。ただし、次の表の金額が支給上限額となります。

事業者の区分		南部町商工会加入状況(令和2年3月末時点)	
		非会員	会員(2割増し)
第1事業者	営業日が概ね週5日以上の実業者	150,000円/月	180,000円/月
第2事業者	営業日が概ね週5日未満の実業者	30,000円/月	36,000円/月

### ・必要な書類

- ①申請書(南部町役場各庁舎に設置しているほか、南部町ホームページからダウンロードできます。)
- ②令和元年度分の確定申告書の控え(法人にあっては決算報告書)
- ③令和元年分の各月の売上高を記載した帳簿等
- ④令和2年分の各月の売上高を記載した帳簿等
- ⑤支援金振込先口座の通帳の写し(口座番号、名義人、金融機関名がわかるページ)
- ⑥公的身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)
- ⑦はんこ

### ・受付窓口、申請期間

「南部町総合保健福祉センター ゆとりあ」

「南部町商工会本所」、「南部町商工会支所」(商工会の会員のみ商工会で申請できます。)

**令和2年5月8日(金)～令和2年6月5日(金)まで**

※詳しい支給要件、支給額等についてはお問い合わせください※

南部町商工観光課 TEL: 0178-84-2119

南部町商工会 TEL: 0178-75-1133

## ②南部町学生アルバイト支援金給付事業

支給要件は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、アルバイト先が休業、もしくはアルバイト収入が直近の30日間と比較し、30%以上減少、またはアルバイトを解雇された高校生以上の学生の保護者（父母、親権者、20歳まで養育していた者）等で町内に住所を有する方が対象となります。（令和2年5月7日時点）

### ・支給額

学生1人あたり、次の額を支給します。

区分	自宅からの通学者	自宅以外（下宿、アパート、寮など）からの通学者
高校生等 ※1	30,000円	50,000円
大学生等 ※2	50,000円	100,000円

※1 高等学校（中等教育学校後期課程含む）、高等専門学校、専修学校高等課程に在学している方

※2 高等専門学校高等課程、専修学校専門課程、短期大学、大学、大学院に在学している方

※1※2とも定時制課程は対象とするが、通信制課程は対象外となります。

### ・手続きについて

申請は原則、保護者の方となります。

保護者が申請できない場合、代わりに20歳以上の学生が申請することができます。

申請書に必要事項をご記入のうえ、必要な書類を添えて申請してください。

申請書は南部町役場各庁舎に設置しているほか、南部町ホームページからダウンロードできます。

### ・必要な書類

- ①申請書
- ②アルバイトを解雇された（休業している）ことが分かる書類  
アルバイト収入が30%以上減少したことを証明する書類
- ③在学を証明できる書類（在学証明書または学生証の写し）
- ④申請者の公的身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ⑤支援金振込先口座の通帳の写し（口座番号、名義人、金融機関名がわかるページ）
- ⑥はんこ

### ・受付窓口、申請期間

「南部町総合保健福祉センター ゆとりあ」

**令和2年5月8日（金）～令和2年6月5日（金）まで**

※詳しい給付要件、支給額等についてはお問い合わせください※

南部町教育委員会 学務課 TEL：0179-34-2587

## ③南部町国民健康保険税の減額

令和2年度の国保加入者に係る均等割額を1人につき最大1万円減額します。低所得者に係る軽減措置を受けている世帯は、軽減割合により減額します。なお、申請手続の必要はありません。

※詳しい内容についてはお問い合わせください※

南部町税務課 TEL：0179-34-2586

※なお、このお知らせは南部町ホームページでもご覧いただけます※

<http://www.town.aomori-nanbu.lg.jp>